
連結財務諸表における連結主体論

藤 田 昌 久

目 次

- I はじめに
- II 三つの連結主体論の基本的特徴
- III 各連結主体論における会計処理
- IV 連結財務諸表原則と連結主体論
- V アメリカにおける連結会計基準と連結主体論
- VI むすび

I は じ め に

連結会計は連結範囲の決定，親会社投資勘定と子会社資本勘定の相殺消去，連結会社間取引の相殺消去，連結会社間債権・債務の相殺消去，未実現損益の消去，少数株主持分の表示など，固有の会計手続を必要とする。また，これらの連結手続に関する問題について，さまざまな議論が展開されてきた。

連結会計における企業のグループは，形式的・技術的にみれば，連結会計上の会計単位にすぎない。しかしながら，企業グループを実質的・理論的にみれば，企業グループは連結会計上の会計主体，つまり連結会計上の判断の立脚点ないし立場の問題となる。会計主体としての企業グループの見方をめぐる議論は連結主体論とよばれる。連結会計上どのような判断の立脚点ないし

立場から連結財務諸表をとらえるかによって、連結財務諸表の目的・位置づけ・内容・作成基準等に関して異なった理論が展開されることになる¹⁾。

連結主体論については諸説が存在するが、1960年代までは資本主説 (proprietary theory) とそれを批判する理論として、ムーニッツが実体説 (entity theory) を主張した²⁾。1970年代になると、親会社説が登場した。さらに、カナダでは、バクスター＝スピニーによって、連結主体論は資本主概念 (proprietary concept)、親会社概念 (parent company concept)、親会社拡張概念 (parent company extension concept) および実体概念 (entity concept) と分類された³⁾。親会社拡張概念は、資本主概念の発展形態としての親会社概念の系列に属するものであるが、さらに実体概念の特徴をも考慮した、いわば折衷的な性格を有しているものである。

アメリカでは、1929年の大恐慌を契機として、投資家保護を目的として制定された1933年の証券法および1934年の証券取引法により、証券取引委員会 (SEC) が設立された。SEC は証券諸法によって連結財務諸表の形式および内容を規定する権限が与えられた。1940年2月に SEC はレギュレーション S-X を公表し、財務諸表の形式および内容に関する規定を定めた。こうしたことによって、アメリカにおける連結財務諸表制度が実質的に確立されたのである。1954年にアメリカ会計学会 (AAA) がサプレメンタリー・ステイトメント第7号「連結財務諸表」を公表し、さらにアメリカ公認会計士協会 (AICPA) が1959年8月に連結会計基準として会計研究公報 (ARB) 第51号「連結財務諸表」を、1971年3月に持分法会計基準として会計原則審議会 (APB) 意見書第18号「普通株式への投資に対する持分法による会計処理」を公表した。その後経済社会の急激な変化によって、企業経営の多角化および国際化が活発に行われるようになり、その結果として企業経営はますます複雑化して、ARB 第51号、APB 意見書第18号などの連結・持分法会計に関する基準が企業の現状に適合しなくなってしまった。そこで、AICPA は1978年から1981年にわたって連結会計に関わる問題点をまとめた六つの問題提案書

(issues paper) を公表した。これらの問題提案書を公表順に列挙すると次のごとくである。

(問題提案書)	(日付)
連結財務諸表における金融子会社の報告	1978年12月27日
ジョイント・ベンチャーの会計	1979年7月20日
ジョイント・ベンチャーに対する投資額を超過して受け取った分配に関する投資企業の会計	1979年10月8日
「プッシュ・ダウン」会計	1979年10月30日
子会社株式の発行に関する連結会計	1980年6月3日
連結財務諸表における少数株主持分の会計に影響を及ぼす若干の問題	1981年3月17日

さらに、財務会計基準審議会 (FASB) は連結会計基準の見直し作業を継承し、1982年1月に連結および持分法を含む報告実体に関するプロジェクトをその議題に追加した。

次にそのプロジェクトの内容を列挙する。

1. 異業種子会社の連結除外を再検討すること。
2. 連結財務表作成の方針および手続について生じる問題で、権威ある文献で明らかにされているか、現行の会計実務において適用されている、いくつかの特定の財務会計および報告の問題を検討すること。
3. ジョイント・ベンチャーに対する投資の会計を含む、連結することのできない企業に対する投資の会計処理および APB 意見書第18号の再検討。
4. 所有権の実質的な変更またはその他のさまざまな状況の変化が生じた場合、新しい会計基準 (new basis of accounting) は、ある実体の個別財務諸表において適切であるか、もし適切であればその時期を決定すること。
5. 財務諸表における個別情報 (disaggregated information) の開示。
6. 上記の類似する諸問題に関する非営利企業会計。

当該プロジェクトの一環として、FASBは1987年10月に財務会計基準書第94号「すべての過半数所有子会社の連結」を公表し、異業種子会社の連結除外規定を削除した。さらにFASBは、1991年9月10日に「連結方針および手続に関する諸問題の分析」(An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy and Procedures)と題する討議資料(Discussion Memorandum, DM)を公表した⁴⁾。討議資料では、連結会計の基礎概念である連結主体論を、経済的単一体概念(economic unit concept)、親会社概念(parent company concept)および比例連結概念(proportionate consolidation concept)の三つに分類し、それぞれの考え方に立って連結会計上の処理および表示をめぐる諸問題が検討されている。

本稿では、FASBのこの討議資料で提示されている三つの連結主体論の基本的特徴および相互関係を考察し、さらにわが国の連結財務諸表原則、アメリカの連結会計基準にも論究することとする。

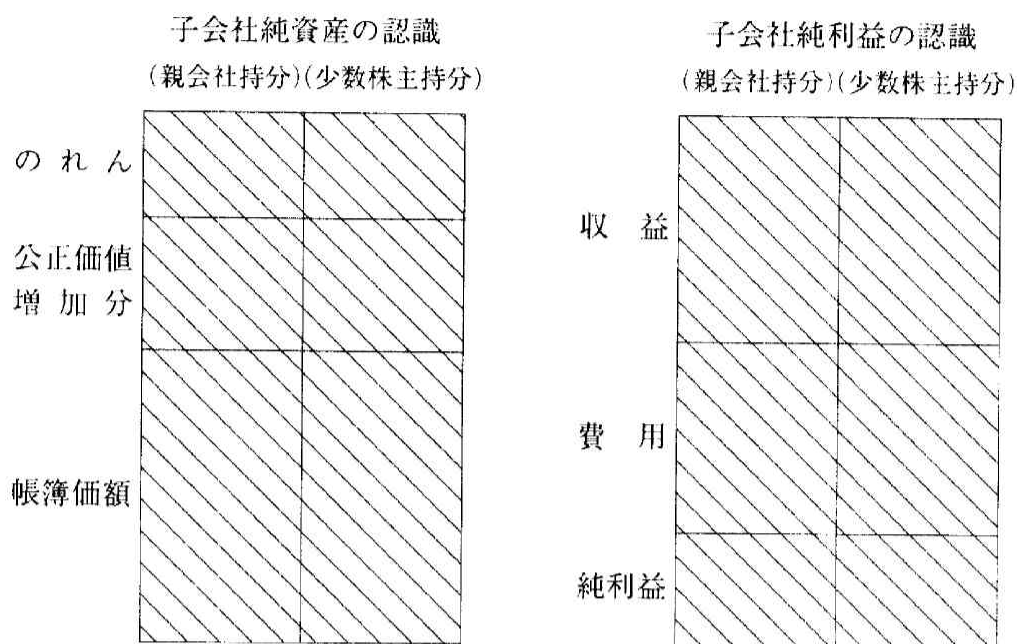
II 三つの連結主体論の基本的特徴

FASBの討議資料では、連結主体論を経済的単一体概念、親会社概念および比例連結概念の三つに分類されている。そこでまず討議資料で分類されている三つの連結主体論の基本的特徴を検討してみる。

1 経済的単一体概念

経済的単一体概念は、従来、実体説として知られている連結主体論のことである。これは単一の経営者によって企業集団全体が支配されている点を強調する考え方である。この考え方によれば、親会社あるいは子会社それぞれの株主の所有権に焦点を合わせるというより個別の経済的実体として企業それ自体に焦点を合わせるのである。この考え方の特徴は連結実体それ自体におかれている二つの別個のグループとしてみられている支配会社と非支配会

図表1 経済的単一体概念

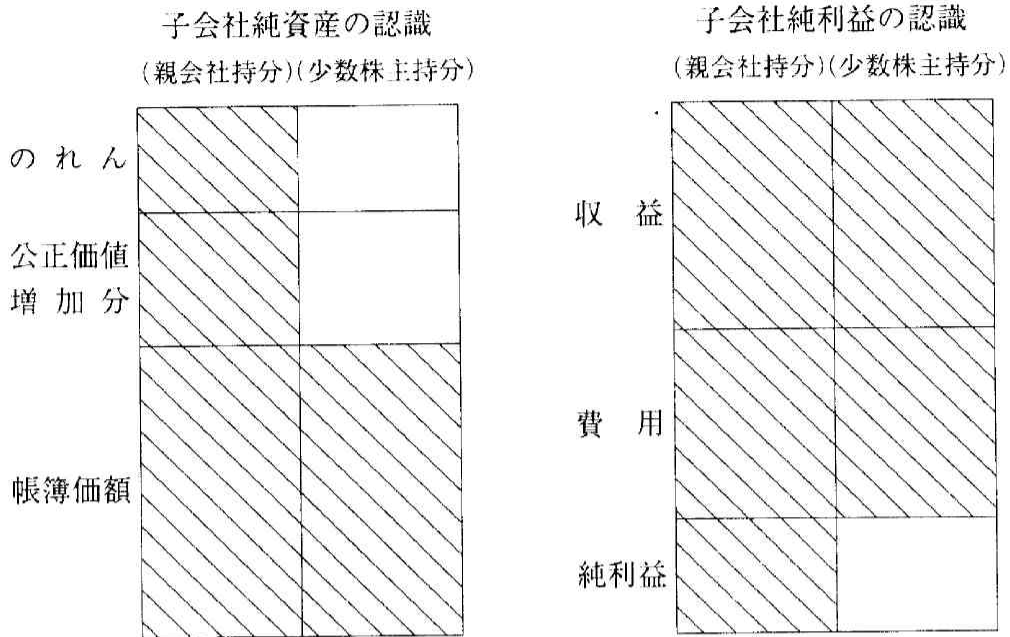


(斜線の部分は連結財務諸表に含まれる。)

社の各株主が連結実体における請求権をもっている⁵⁾とみることができる。したがって、連結財務諸表は単一の集団として事業活動を行っている親会社と子会社について情報を提供しようとするものである⁶⁾。企業集団を構成している各実体の資産、負債、収益、費用、利得および損失が、連結実体の資産、負債、収益、費用、利得および損失となる。すべての子会社が完全所有の子会社である場合を除いて、企業の所有主持分は、親会社の株主持分と少数株主持分とに区別される。親社の株主持分と少数株主持分はどちらも連結実体の所有主集団を構成する。

この考え方によると、連結損益計算書は親会社と子会社の両社の収益と費用を含む。親会社と子会社は単一の実体を構成しているとみなされているために、連結純利益は支配ないし非支配会社株主グループの間で配分されている結合された数値である。

図表2 親会社概念



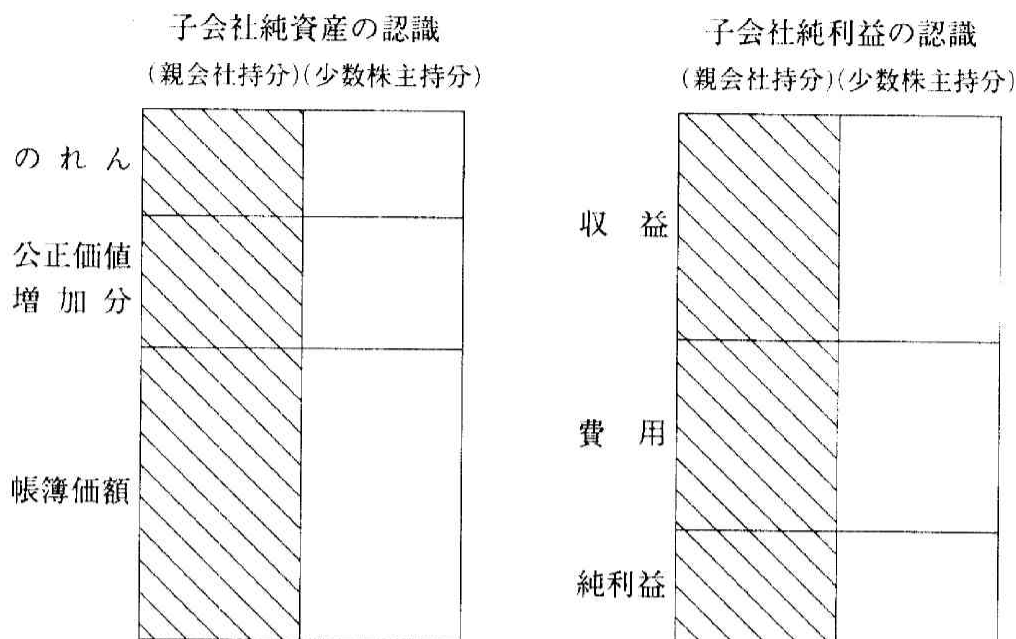
(斜線の部分は連結財務諸表に含まれる。)

2 親会社概念

親会社概念は、親会社株主持分を重視する考え方である。その結果、連結財務諸表では親会社自体の株主持分に子会社純資産に対する未配分の親会社持分を加えたものが明らかにされる⁷⁾。

この考え方によると、連結貸借対照表は、本質的には、子会社に対する親会社の投資を、すべての子会社の資産および負債に置き換えて、親会社の貸借対照表を修正したものである。しかし、経済的単一体概念とは異なって、少数株主持分は連結実体に対する所有主持分とは別のものと考えられるので、親会社の株主持分は、連結実体の株主持分と等しくなる。また、連結損益計算書は、本質的には、子会社に対する投資から得られる親会社の利益を子会社の収益、費用、利得および損失に置き換えて、親会社の損益計算書を修正したものである。親会社概念は、親会社の貸借対照表および損益計算書の一項目を複数項目に置き換えることにより、親会社の財務諸表が親会社の全体像についてよりよい情報を提供することを意図している。この考え方では、

図表3 比例連結概念



(斜線の部分は連結財務諸表に含まれる。)

少数株主持分は負債と資本の中間に表示されることになる。また、ここでの連結財務諸表の役割は、親会社個別財務諸表の代りをなすものである。

3 比例連結概念

比例連結概念は、子会社の資産、負債、収益、費用、利得および損失のうち親会社の株主持分に見合う部分のみを連結財務諸表に含める考え方である⁸⁾。この考え方は財務報告に関する資本主理論に由来するものであり、親会社の所有主持分の見地から連結主体を狭く定義づけている。比例連結概念によれば、報告実体はなお親会社であり親会社概念の場合とその点では同じであるが、連結財務諸表が報告するのは純資産の金額のうち親会社の所有主が直接に受益持分を有する資産、負債、収益、費用、利得および損失である点で親会社概念とは異なることとなる。すなわち、比例連結概念のもとで連結財務諸表が提供する情報には、親会社自体の資産、負債、収益、費用、利得および損失に、子会社のそれぞれの項目のうち親会社の持分比率に見合う部分が

図表4 連結主体論の用語

比例連結概念 proportionate consolidation concept	親会社概念 parent company concept	経済的単一体概念 economic unit concept
現行会計実務		
少数株主 持分を除 外する		企業グループ において少数 株主持分を平 等に取り扱う
資本主説 proprietary theory	親会社説 parent company theory	実体説 entity theory

追加され、資本および純利益については親会社概念と同様親会社株主持分のみとなる。この考え方によると、少数株主持分は認識されない。少数株主は完全に所有主集団から除外されるのである。こうしたことから、比例連結概念は親会社概念の変形または持分法の拡張であり、最も純粋な形態の親会社概念であるという見方もある。

〔例示〕

P社が19×1年1月1日にS社の議決権株式の80%を96,000で購入したと仮定する。当時S社は資産を帳簿価額100,000、公正価値120,000と報告している。公正価値と帳簿価額との差額20,000に関わる資産は耐用年数10年である。19×1年度にS社は30,000の純利益を報告し、そしてP社は200,000のP社個別の企業活動からの利益を報告している。S社の19×1年の純利益はP社への商品の内部販売取引から生じた未実現利益4,000を含んでいる。また、P社の報告利益はS社への売上から生じた未実現利益1,000を含んでいる。

〔解説〕

1. 取得時に認識される純資産

この例示は、親会社が公正価値(120,000×80%=96,000)の子会社の80%の議決権株式を買入れたものと仮定している。資本主説が適用される場合、子会社(100,000×80%)によって報告される資産の帳簿価額の親会社の部分と公正価値の増加分(20,000×80%)の親会社の部分のみが連結財務諸表に表示されることになる。

図表5 各連結主体理論が連結財務諸表の作成にあたる影響

項 目	資本主説	親会社説	実体説	現行会計 実 務
取得時に認識された子会社純資産 の価値				
帳簿価額				
100,000×80%	80,000			
100,000×100%		100,000	100,000	100,000
公正価値と帳簿価額の差額				
20,000×80%	16,000	16,000		16,000
20,000×100%			20,000	
純資産合計	<u>96,000</u>	<u>116,000</u>	<u>120,000</u>	<u>116,000</u>
取得時に認識された非支配持分額		20,000	24,000	20,000
買入差額の償却額	1,600	1,600	2,000	1,600
内部売上に関わる未実現利益の控除				
親会社から子会社へ(ダウン・ストリーム)				
1,000×80%	800	800		
1,000×100%			1,000	1,000
子会社から親会社へ(アップ・ストリーム)				
4,000×80%	3,200	3,200		
4,000×100%			4,000	4,000
連結純利益	218,400 ^a	218,400 ^a	223,000 ^b	218,200 ^c
非支配持分へ配分される利益		6,000 ^d	4,800 ^e	5,200 ^f

$$a. 218,400 = 200,000 + (30,000 \times 80\%) - 1,600 - 800 - 3,200$$

$$b. 223,000 = 200,000 + 30,000 - 2,000 - 1,000 - 4,000$$

$$c. 218,200 = (200,000 - 1,000) + (30,000 - 4,000) \times 80\% - 1,600$$

$$d. 6,000 = 30,000 \times 20\%$$

$$e. 4,800 = (30,000 - 4,000) \times 20\% - 400$$

$$f. 5,200 = (30,000 - 4,000) \times 20\%$$

注1. 10年にわたって定額法を適用して差額を償却

2. 未実現内部利益の控除

親会社説と実体説はこれら両者が子会社(100,000)の帳簿価額の全額を表示することで資本主説と相違することになる。親会社(20,000×80%)によって買入れられたと仮定されている公正価値の増加額のみが親会社説のもとで連結貸借対照表に表示される。それに対して、実体説は親会社によって買入れられた部分と非支配持分に帰属する部分の両方とも認識する必要がある。かくして、差額全額、すなわち公正価値が帳簿価額を超過した部分は実体説(20,000×100%)のもとで認識される。

現行の実務は子会社の純資産全額を認識するにあたって親会社説の方法と同じである。

2. 未実現利益の控除

一般に内部振替利益は親会社あるいは子会社が外部に営業品目を販売した時点で認識されると考えられる。各連結主体理論は営業品目が期末以前に再販売されていない場合、内部売上に関わる利益の部分の控除が必要となる。資本主説ないし親会社説のもとで控除される未実現内部利益額は親会社の持分相当額である。一方、実体説ないし現行実務においては全額が控除される。

子会社の売上と売上原価のうち親会社の部分のみが資本主説のもとでは連結損益計算書に表示される。結果として3,200(4,000×80%)が連結会社の利益の過大計上を避けるために控除されなければならない。未実現損益の持分相当額もまた子会社に対して親会社によって行われた販売の場合(ダウン・ストリーム)に控除される。

資本主説のもとで、非支配持分は支配持分と独立していると考えられている。それ故に、非支配持分に適合する利益の部分は未実現とみなされ、控除される必要はない。P社からS社への売上において、利益1,000はP社の営業活動からの利益に含められ、800だけが控除される。残額200は外部への売上から生じた利益とみなされる。

連結主体論における親会社説のもとでは、資本主説と違って子会社の収益を売上原価の全額が連結損益計算書に表示される。部分所有されている子会社と親会社の取引は非支配持分相当額が外部者に関わるとみなされる。その売上が子会社から親会社に対してである(アップ・ストリーム)か親会社から子会社に対してである(ダウン・ストリーム)かにかかわらず3,200(4,000×80%)がS社による売上に関わる未実現とみなされ、800(1,000×80%)がP社による売上に関わる未実現とみなされる。

親会社と子会社の両方の収益と費用の全額もまた実体説のもとでは連結損益計算書に含められる。すべての株主は実体説のもとでは、企業集団において同等とみなされているために、すべての内部取引と未実現利益はいずれの関係会社が販売者であるか、またいずれの関係会社が購入者であるかにかかわらず、控除されなければならない。表で示したようにS社によって記録されている未実現利益4,000全額とP社によって記録されている1,000全額が控除されなければならない。

現行の会計実務は未実現内部利益の控除に関しては実体説を適用している。未実現利益の金額は一般に販売側関係会社の持分相当額の利益の控除として処理される。

3. 連結純利益

連結損益計算書で報告される純利益額は算入された子会社の純利益の部分や購入差額の償却に対する調整あるいは内部取引利益の控除に依存する。

資本主説ないし親会社説のもとで、連結純利益は親会社(200,000)の営業利益と子会社(30,000×80%)の報告された純利益の親会社の持分相当額の両者を含む。しかし、利益は1,600(16,000÷10年)という差額の償却によって減額されなければならない。連結純利益もまた未実現利益控除によって減額されなければならない。したがって、実現された利益のみが表示される。この例示において、親会社の未実現利益に関する減額は800(1,000×80%)であり、子会社未実現利益に関する減額は3,200(4,000×80%)である。したがって、連結純利益は218,400である。

実体説の方法のもとで、連結純利益はすべての株主に対する利益を含んでいる。したがって、子会社の純利益全額が親会社の個別の営業利益に算入される。

連結純利益に到達するにあたって、取得時(20,000÷10年)の帳簿価額を超過する公正価値が帳簿価額を超過する差額全額の償却額である2,000が減額されなければならない。親会社(1,000)と子会社(4,000)の両者に関わる未実現利益の総額もまた控除されなければならない。連結純利益は223,000である。

現行会計実務における連結純利益は連結主体理論の三つの理論のいずれかと厳密に準拠して計算されているのではない。親会社(200,000-1,000=199,000)の実現された営業利益と実現された子会社の純利益の親会社の持分相当額[(30,000-4,000)×80%=20,800]が含まれる。この金額は当該差額の償却額1,600によって、親会社(16,000÷10年)によって支払われた金額にもとづいて減額される。連結純利益は218,200である。

図表 6 連結主体理論の相違による取得時連結貸借対照表作成への影響

項目	資本主説	親会社説	実体説	現行会計実務
算入される子会社純資産の帳簿価額	親会社の持分相当額	全額	全額	全額
認識された差額 公正価値の増加分 のれん	親会社の持分相当額 実際の投資原価から確認可能な資産・負債割当額を差し引いた後の借方額	親会社の持分相当額 実際の投資原価から確認可能な資産・負債割当額を差し引いた後の借方額	全額 全株式取得時の投資原価から確認可能な資産・負債割当額を差し引いた後の借方額	親会社の持分相当額 実際の投資原価から確認可能な資産・負債割当額を差し引いた後の借方額
取得時に認識される非支配持分額	なにも認識されない	子会社の帳簿価額の持分相当額	子会社の公正価値の持分相当額	子会社の帳簿価額の持分相当額
子会社の純資産に関わる非支配持分の請求権の財務諸表処理 (少数株主持分)	なにも認識されない	認識し、子会社簿価にもとづき測定する。負債の部と資本の部の中間	認識し連結実体の持分として測定する。資本の部	認識し、原則として負債の部と資本の部の中間

4. 非支配持分

この例示は S 社の資産の純帳簿価額が 19×1 年 1 月 1 日現在 100,000 であると仮定されている。非支配持分は資本主説のもとで作成されている連結財務諸表から完全に除外される。親会社説の方法が適用される場合、非支配持分は外部者とみなされ、報告される会社純資産ないし利益の持分相当額を配分される。

実体説のもとで、非支配持分は子会社純資産 100,000 の帳簿価額と 19×1 年 1 月 1 日における公正価値の増加分 20,000 の両者の全額が配分される。

19×1 年度に関する非支配持分に配分された利益は子会社 $[(30,000 - 4,000) \times 20\% = 5,200]$ の未実現利益を控除した子会社の報告された純利益の持

図表7 連結主体理論の相違による連結損益計算書作成への影響

項 目	資本主説	親会社説	実体説	現行会計実務
公正価値の増加額と償却されるのれんの金額	親会社持分相当額	親会社持分相当額	全 額	親会社持分相当額
控除される未実現内部損益額 親会社から子会社への売上(ダウン・ストリーム)	親会社持分相当額消去	親会社持分相当額消去	全額消去 親会社負担	全額消去 親会社負担
子会社から親会社への売上(アップ・ストリーム)			全額消去 持分相当額負担	全額消去 持分相当額負担
連結純利益として認識される金額	親会社から子会社への売上に関わる未実現損益に対して調整される親会社個別利益プラス差額の償却に対する調整された子会社純利益の持分相当額と子会社から親会社への売上に関わる未実現損益	親会社から子会社への売上に関わる未実現損益に対して調整される親会社個別利益プラス差額の償却に対する調整された子会社純利益の持分相当額と子会社から親会社への売上に関わる未実現損益	差額の償却と内部売上の未実現損益に対する調整をとった親会社個別利益プラス子会社の純利益	親会社から子会社への売上未実現損益に対して調整された親会社個別利益プラス差額の償却と子会社から親会社への未実現売上損益に対する調整された持分相当額
連結損益計算書における非支配持分相当利益	なにも認識されない	子会社純利益の持分相当額	差額の償却ないし子会社から親会社への売上未実現損益の控除の調整された子会社純利益の持分相当額	子会社から親会社への売上に関わる未実現損益の調整された子会社純利益の持分相当額
非支配持分の損益計算書での処理	なにも認識されない	純利益の控除項目	純利益の内訳項目	一般に純利益控除項目

分相当額にもとづいている。購入差額 $[(20,000 \div 10年) \times 20\% = 400]$ の償却の持分相当額もまた控除されなければならない。

現在の会計実務では、連結貸借対照表における非支配持分に配分される金額は子会社の未実現利益を控除した子会社の報告された純資産の持分相当額に等しい。19×1年1月1日における非支配持分の請求権は20,000 $(100,000 \times 20\%)$ である。連結損益計算書において非支配持分に対して配分される利益は子会社 $[(30,000 - 4,000) \times 20\% = 5,200]$ の未実現利益を修正した子会社の報告された純利益の持分相当額である。

III 各連結主体論における会計処理

どの連結主体論を適用するかによって、連結財務諸表の作成手続は異なることになる。こうした相違は、連結の範囲、少数株主持分の処理、会社間取引と未実現損益の消去および連結のれんの処理などに認められる。そこで、FASB 討議資料を手掛りとして各連結主体論による会計処理を比較検討してみる。

1 連結の範囲

(1) 経済的単一体概念

経済的単一体概念では、親会社が他の実体を支配する能力を有していることが連結範囲の決定にとって重要である。議決権の過半数所有は支配の唯一の条件ではなく、契約やリース等によっても達成される (pars.123・139) ところに特徴がある。

(2) 親会社概念

親会社概念では、受益持分の概念がきわめて重要である。受益持分とは、利益を共有し、配当金を受領し、株式の転売または資産の換金によって、投資を回収する権利を意味する (par.10)。たとえ親会社が子会社を支配していても、受益持分を持たないならば、子会社を連結することは適切ではない

(par.133)。この受益持分をどの程度所有した場合に連結すべきかについては統一された見解はない。しかし、親会社概念を支持する論者の多くは過半数所有を連結の条件としている。

(3) 比例連結概念

比例連結概念では、通常、親会社が他の法的実体の議決権の過半数を有していることが連結の条件とされるが、例えば30%~40%またはそれ以下の議決権しか有していない場合であっても、親会社が他の企業を支配していれば連結の範囲に含まれることがある。経済的単一体概念や親会社概念の場合は、ひとたび連結の範囲に含まれると子会社の資産・負債の全額が連結されることになるので連結の条件による影響が大きい。比例連結概念の場合は、親会社の持分相当額のみが連結されるので、連結範囲の基準をそれほど厳密に考えない見方もある (pars. 135・136)。

2 少数株主持分の処理

(1) 経済的単一体概念

経済的単一体概念では、少数株主持分は全体としての経済的単一体の所有主持分の一部で、親会社の株主持分と同様の性質をもつので、これと同様に処理される (par.68)。したがって、少数株主持分は、貸借対照表上は所有主持分の一部に分類される (par.385)。また、少数株主持分に帰属する損益は、損益計算上、純損益の内訳項目として処理される。すなわち、損益計算書上の最終損益は親会社の株主持分と少数株主持分との双方に帰属する損益を表わしており、両者への損益の配分は、最終損益のさらに後に表示されることになる (par.393)。

(2) 親会社概念

親会社概念では、少数株主持分の性質は比較的明確なものではない。少数株主持分は、現金その他の資産を支払うべき債務ではないから負債ではなく、また、子会社の少数株主が親会社に対する持分を有するわけではないから株

主持分の一部でもない。少数株主持分を「準負債」、すなわち負債の性質の一部と優先株式の性質の一部を合わせもつとみなしている (par.70) という見方が存在する。したがって、少数株主持分は、貸借対照表上、通常は負債の部と株主持分 (資本) の部との間に表示されるが、負債の部に表示されることもある。損益計算上、少数株主持分に帰属する損益は、純損益を算定するさいに控除されるのが一般的であり、損益計算書の最終損益は親会社の株主持分に帰属する損益を表す (pars.386・392)。

(3) 比例連結概念

比例連結概念では、少数株主持分およびこれに帰属する損益は連結財務諸表から完全に除外される。

3 会社間取引と未実現損益の消去

(1) 経済的単一体概念

経済的単一体概念では、会社間取引は、資産が同一実体の二つの構成部分の間を移動する完全な内部振替とみなされ、全額消去されることとなる。また、会社間取引による損益は、外部の実体との取引により実現されるまでは未実現とみなされる。したがって、親会社の子会社に販売する場合 (ダウン・ストリーム) には未実現損益は全額消去され、その全額を親会社が負担する (par.315)。子会社が親会社に販売する場合 (アップ・ストリーム) には、未実現損益は全額消去され、子会社に対する持分比率に応じて親会社と少数株主がそれぞれ消去分を負担する (par.321)。したがって、連結の棚卸資産は原価で表示されることになる (par.77)。

(2) 親会社概念

親会社概念では、会社間取引は、一部は連結にさいして消去されるべき内部振替とみなされ、一部は親会社と子会社の少数株主との交換取引とみなされる。この後者については、外部関係者への販売であるので、連結財務諸表でこれを認識することが必要とされる (par.75)。

しかし、親会社概念の多数説によれば、アップ・ストリームの場合には、会社間取引については全部消去し、未実現損益についてのみ親会社の株主持分に帰属する部分を消去し、残りの部分は少数株主持分から親会社への販売で実現したものとみなす。連結棚卸資産は、子会社の側での原価と販売損益のうちの少数株主持分帰属部分と加算した金額で表示される。ダウン・ストリームの場合には、会社間取引と未実現損益の全額を消去し、その全額を親会社が負担する。

親会社概念の少数説によれば、アップ・ストリームの場合には、会社間取引および未実現損益のうち販売会社（子会社）に対する親会社の持分比率に相当する金額だけを消去し、親会社がこの消去分を負担する（par.78）。また、ダウン・ストリームの場合には、少数株主持分に帰属する損益は親会社から少数株主持分への販売で実現したものとして認識する（par.79）。

(3) 比例連結概念

比例連結概念では、会社間取引および未実現損益のうち親会社の持分比率に相当する金額が消去される。すなわち、ダウン・ストリームの場合には、未実現損益のうち購入会社（子会社）に対する親会社の持分比率に相当する金額だけが消去され、親会社がこの消去分を負担する（par.317）。アップ・ストリームの場合には、未実現損益のうち販売会社（子会社）に対する親会社の持分比率に相当する金額だけが消去され、親会社がこの消去分を負担する（par.320）。

4 投資勘定と資本勘定の相殺消去

(1) 経済的単一体概念

単一取引により子会社の株主持分を取得した場合、経済的単一体概念のもとでは、子会社の資産および負債は取得日の公正価値で連結される。これには、子会社の公正価値に対する親会社の持分相当額も少数株主持分相当額も含まれる（par.82）。

経済的単一体概念では、子会社株式取得時における連結のれんの解釈に、全部のれん説と買入れのれん説がある(par.83)。全部のれん説は、子会社への投資額から推定される子会社の評価額と、子会社の資産、負債の公正価値との差額を連結のれんと解釈するものである。したがって、この場合ののれんには、親会社の株主持分に見合うのれんだけでなく、少数株主持分に見合うのれんも含まれる。

買入れのれん説は、親会社による子会社への投資勘定と、子会社純資産の公正価値に対する親会社の比例的持分との差額を連結のれんと解釈するものである。この場合、のれんには少数株主持分に見合う部分は含まれない。この解釈の基礎には、親会社によって支払われた金額には子会社に対する支配権を獲得するための「プレミアム」が含まれるという考え方がある(par.83)。

負ののれんは個々の資産および負債とは別個の単一金額として認識され、子会社全体の価値に対する評価勘定とされる。経済的単一体概念の主張者のなかには、格安な価格で購入したことが明らかな場合に、負ののれんを取得時に利益として認識すべきであるとするものもある(par.89)。

子会社を取得した後に子会社株式を追加取得した場合、子会社の資産および負債は、支配権獲得時の公正価値で連結に含められる。また、この時に支配権獲得のために親会社が支払った金額から推定される子会社の評価額に基づいてのれんが決定される。経済的単一体概念では、子会社の支配権を獲得した時にそのすべての資産および負債を取得したと考えるのである。支配権が獲得されると、子会社に対する少数株主持分は経済的単一体の持分の一部となるのである(par.91)。

(2) 親会社概念

単一取引により子会社を取得した場合、親会社概念では、子会社の資産および負債は、取得日における子会社の公正価値に対する親会社の株主持分に相当する金額と、子会社の帳簿価額に対する少数株主持分に相当する金額を

加えた金額で連結に含まれる。

連結のれんは、親会社の子会社への投資勘定と、子会社の資産および負債の公正価値に対する親会社の比例持分との差額として認識される (par.81)。

負ののれんは、投資有価証券を除いた非流動資産に対する評価勘定とされ、非流動資産の価値がゼロになるまで非流動資産から控除される。負ののれんが非流動資産を超過する場合の超過額は繰延貸方項目とされる。

子会社を取得した後に子会社株式を追加取得した場合、各追加取得が別々の取引とされ、各追加取得時の子会社の公正価値に対する持分とのれんが認識される。これらの追加取得は、支配権獲得後に合算され、連結に含まれる。少数株主持分は、子会社の帳簿価額に対する持分相当額で処理れ、取得日の公正価値やのれんに影響されない (par.97)。

(3) 比例連結概念

単一取引によって子会社を取得した場合、比例連結概念では、子会社の資産および負債は、取得日における子会社の公正価値に対する親会社の株主持分に相当する金額で連結に含められる。

親会社概念の場合と同様、連結のれんは、親会社の子会社への投資勘定と子会社の公正価値に対する親会社の比例的持分との差額として認識される。子会社の資産および負債は、それらの公正価値に対する親会社の比例的持分相当額で連結に含める。ただし、子会社の資産および負債に対する少数株主の比例的持分相当額は含められない (par.116)。

負ののれんは、親会社概念の場合と同様に、投資有価証券を除いた非流動資産に対する評価勘定とされ、非流動資産の価値がゼロになるまで非流動資産から控除される。負ののれんが非流動資産を超過する場合の超過額は繰延貸方項目とされる。

子会社を取得した後に子会社株式を追加取得した場合の処理は、親会社概念の場合と同様である。

IV 連結財務諸表原則と連結主体論

わが国の連結会計基準である連結財務諸表原則と連結主体論との関係を、連結の範囲、少数株主持分の処理、会社間取引と未実現損益の消去および投資勘定と資本勘定の相殺消去について検討してみる。

1 連結の範囲

わが国の連結財務諸表原則では、「親会社は、原則としてすべての子会社を連結の範囲に含めなければならない」（連結原則第三・一・1）とされ、親会社と子会社は次のように定義されている。「親会社とは、他の会社における議決権の過半数を実質的に所有している会社をいい、子会社とは、当該他の会社をいう。」（連結原則第三・一・2）したがって、連結の範囲は持株基準によって決定される。これは親会社概念と一致する。

2 少数株主持分の処理

少数株主持分とは、子会社の資本勘定のうち親会社の持分に属さない部分である（連結原則第四・三・1）。少数株主持分は貸借対照表上は流動負債、固定負債とともに負債の部に区分して記載される（連結原則第四・六・1）。これは親会社概念の少数説と一致する。また、少数株主持分損益は損益計算上は純損益計算において加減される（連結原則第五・四・1）。これは親会社概念と一致する。

3 会社間取引と未実現損益の消去

連結会社相互間の債権と債務および商品の売買その他の取引にかかる項目は、連結決算上消去されなければならない（連結原則第四・四、第五・二）。これは経済的単一体概念および親会社概念の多数説と一致する。

連結会社相互間の取引によって取得した棚卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現損益は、消去しなければならない。ただし、固定資産に含まれる未実現損益が僅少な場合には、これを消去しないことができる（連結原則第五・三）。連結財務諸表原則では、未実現損益の消去方法までは示されておらず、選択した方法を注記することのみを要求している（連結原則第七・3(2)）。

日本公認会計士協会が公表した「連結財務諸表作成要領」によれば、ダウン・ストリームの場合には、その売買損益は親会社に計上されるので、未実現損益を全額消去し、かつ、その全額を親会社株主が負担する方法（全額消去・親会社負担方式）が適用される。これは親会社概念の少数説と一致する。また、アップ・ストリームの場合には、未実現損益を全額消去し、親会社株主と少数株主とがそれぞれ持分比率に応じて消去を負担する方法（全額消去・持分比率負担方式）と、親会社株主の持分比率に相当する金額だけを未実現損益として消去（部分消去）し、親会社株主がこの消去分を負担する方法（親会社の株主持分相当額消去方式）のいずれかが適用される。このうち、前者は経済的単一体概念と一致し、後者は親会社概念の多数説と一致する。

4 投資勘定と資本勘定の相殺消去

子会社の資産および負債は、子会社の個別貸借対照表の金額を基礎とし、連結される（連結原則第四・一）。この規定から判断すると、子会社の公正価値を基礎としていない点で、必ずしも親会社概念をとっているとはいえない。

親会社の子会社に対する投資勘定とこれに対応する子会社の資本勘定を相殺消去するにあたり、親会社の投資勘定と当該子会社の資本勘定に占める親会社の持分額との間に差額がある場合には、当該差額は連結調整勘定として表示される。ただし、当該差額について容易に原因分析ができる場合には、これは適当な科目に振り替えられる（連結原則第四・二・2）。原因分析をすることを前提とするならば、子会社の公正価値を基礎としていることになる

ので、親会社概念による処理と一致すると考えられる。

V アメリカにおける連結会計基準と連結主体論

アメリカの連結会計実務を規制している連結会計基準において、連結範囲、少数株主持分の処理、会社間取引と未実現損益の消去および投資勘定と資本勘定の相殺消去などの事項と連結主体論との関係を検討してみる。

1 連結の範囲

財務会計基準書 (SFAS) 第94号「すべての過半数所有子会社の連結」によると、「支配的な財政持分を有するための通常の方法は、過半数の議決権持分を有することである。したがって一般原則としては、一つの会社が他の会社の社外発行済議決権株式のうち50%を超えて直接または間接に所有することが、連結を行わしめる条件である。」(par.13)⁹⁾。

したがって、この連結の条件の記述から判断するならば、連結の範囲は持株基準によって決定されることになり、親会社概念と一致する。

2 少数株主持分の処理

会計調査公報 (ARB) 第51号「連結財務諸表」は、少数株主持分の処理について明確な説明はない¹⁰⁾。支配的な会計実務では、少数株主持分は貸借対照表の負債の部と株主持分 (資本) の部との間に表示されるが、負債として表示されることもある。現行実務では、少数株主持分が株主持分の一部として表示されることはまれである¹¹⁾。損益計算書では純損益を算定するさいに控除されるのが一般的である¹²⁾。

このことから、アメリカでは、少数株主持分は通常は親会社概念と一致するが、時として経済的単一体概念と一致することもある。

3 会社間取引と未実現損益の消去

ARB 第51号によれば、会社相互間の残高と取引は消去されなければならない。¹³⁾これは経済的単一体概念および親会社概念の多数説と一致する。

ARB 第51号では、アップ・ストリームとダウン・ストリームの区別はなされず、原則として未実現損益を全額消去し、子会社に対する親会社の持分比率と少数株主の持分比率に応じてそれぞれ消去分を負担することとされる。¹⁴⁾これは経済的単一体概念と一致するとみてよいであろう。

4 投資勘定と資本勘定の相殺消去

子会社の識別可能な資産および負債については、それらの公正価値に対する親会社の比例的持分相当額で連結されるか、あるいは少数株主持分を含めたそれらの公正価値で連結される。後者の方法は会計原則審議会（APB）意見書第16号により支持されている。¹⁵⁾この場合、前者は親会社概念と一致し、後者は経済的単一体概念と一致する。

連結のれんは、親会社の子会社株式勘定と子会社の識別可能な資産および負債の純公正価値に対する親会社の比例持分との差額に等しい金額で認識される。これは親会社概念と一致する。

APB 意見書第16号によれば、負ののれんは、非流動資産の控除として認識され、その割当額は非流動資産の価値がゼロになるまで非流動資産から控除される。負ののれんの残余は繰延貸方項目とされる（par.91）。これも親会社概念と一致する。

VI む す び

FASB の討議資料を手掛りにして三つの連結主体論の考え方を考察してきた。また、日本やアメリカにおける連結会計基準と連結主体論の関係も検討してきた。日本やアメリカの連結会計基準は、少数株主持分が株主持分（資

本)の部に表示されないこと、少数株主損益が当期純利益を算定するにあたって控除されないこと、少数株主持分に見合う連結のれんが認識されないことといった理由から基本的には親会社概念に基づいたものといえる。

しかし、会社間取引および未実現損益の消去については、必ずしも親会社概念と一致しているわけではない。わが国では、未実現損益の消去については、親会社の株主持分相当額消去方式よりも全額消去・持分比率負担方式および全額消去・親会社負担方式¹⁶⁾がとられる場合が多いのである。すなわち、未実現損益の消去については経済的単一体概念に基づく処理が一般にとられている。また、アメリカでは、未実現損益は原則として全額消去され、部分消去は認められていない。したがって、未実現損益の消去については、経済的単一体概念と一致する処理が要求されているといえる。

このように各連結主体論に基づいて会計処理を検討してみると、現行の連結会計基準および実務が、特定の連結主体論から演繹される会計処理とは必ずしも首尾一貫するものではないことが明らかとなる。したがって、ある特定の連結主体論に基づいて連結会計基準を説明することは不可能であるといえる。従来、連結会計基準は、主として実務上の必要性から設定されてきたため、連結主体論の立場からみれば論理が一貫しない部分がどうしても存在してくるわけである。われわれは今後連結財務諸表に係る検討課題の理論的解明を試みるために、連結主体論そのものを厳密に検討するとともに、それとの関連で連結会計基準を再吟味することが必要である。

なお、紙幅の関係で国際会計基準にふれなかったが、この点については別の機会にとりあげてみたい。

注

1) 大雄令純「連結会計理論再考——FASBのDMとの関連で——」『企業会計』第44巻6号、1992年6月、p.68。

2) Maurice Moonitz, *The Entity Theory of Consolidated Statements* (AAA,

- 1944 : reprint, The Foundation Press, Inc., 1951).片野一郎監訳・白鳥庄之助訳『ムーニッツ連結財務諸表論』(同文館, 1964年)。
- 3) George C. Baxter, and James C. Spinney, "A Closer Look at Consolidated Financial Statement Theory," *CA Magazine*, Jan. 1975.
James B. Cameron, Charles J. Woelfel and James W. Pattillo, *Advanced Accounting : Theory and Practice*, Houghton Mifflin Company, 1979, pp. 133-134.
 - 4) FASB, Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy and Procedures*, September 10, 1991.
 - 5) FASB 討議資料では, 親会社株主持分 (parent company interest) を支配持分 (controlling interest), また少数株主持分 (minority interest) を非支配持分 (noncontrolling interest) という用語を用いている。
 - 6) FASB, DM, par. 63.
Joe B. Hoyle, *Advanced Accounting*, 4th ed, Homewood : Richard D. Irwin, 1994, pp. 197-199.
 - 7) FASB, DM, *op. cit.*, par. 64.
Joe B. Hoyle, *op. cit.*, pp. 200-203.
 - 8) FASB, DM, *op. cit.*, par. 65.
Paul Rosenfield and Steven Rubin, "Minority Interest : Oposing Views," *Journal of Accountancy*, March 1986, p. 88.
Joe B. Hoyle, *op. cit.*, pp. 199-200.
 - 9) FASB, Statement of Financial Accounting Standards No. 94, *Consolidation of All Majority-owned Subsidiaries*, October 1987.
 - 10) AICPA, Accounting Research Bulletin No. 51, *Consolidated Financial Statements*, August 1959.
 - 11) FASB, DM, *op. cit.*, par. 389
 - 12) *Ibid.*, p. 34
 - 13) AICPA, Accounting Research Bulletin No. 51, *op. cit.*, par. 6
 - 14) *Ibid.*, par. 14
 - 15) AICPA, Accounting Principles Board Opinion No. 16, *Business Combinations*, July 1970.
 - 16) 井上斎藤英和監査法人編『会社の決算と開示 '93年版』(中央経済社, 1993年)

(資料) 連結主体論による会計処理の比較

	ARB 第51号及び 現行実務	経済的単一体概念	親会社概念	比例連結概念
連結財務諸表 を提供する報 告実体につい ての記述	実質上あたかも1以上の 支店又は部門を持つ単一 の会社であるかのような 親会社及び子会社のグル ープ。	二つ又はそれ以上の法的 実体（親会社及びその子 会社）から成る営利企業。	親会社、及び子会社の純 資産に対する親会社株主 の未分配持分。	親会社、及び子会社の純 資産に対する親会社株主 の未分配持分。
連結の条件	グループ中の1社が、直 接又は間接に他の会社の 支配的な財政持分を有す ること。支配的な財政持 分を有するための通常の 条件は、議決権の過半数 を所有することである。	親会社が他の実体を支配 する能力（親会社が他の 実体と直接に類似する活 動に従事しており、それ によって親会社と他の実 体から成る経済的単一体 に便益をもたらす場合に、 親会社が行うのと本質的 には同一の方法で、他の 実体の営業方針及び財務 方針を決定し、その経済 活動を指示する能力）を 有すること。	親会社が他の法的実体の 議決権株式の過半数及び 持分の過半数を有してい ること。	親会社が他の法的実体の 議決権株式の過半数及び 持分の過半数を有してい ること。

連結財務諸表についての記述	親会社及びその子会社から成る営利企業の資産、負債、持分、収益及び費用を集計したもの。	子会社に対する投資及び投資損益を、子会社の資産、負債、収益及び費用のうち親会社に属する部分に置き換えた親会社の修正財務諸表。	子会社に対する投資及び投資損益を、子会社の資産、負債、収益及び費用のうち親会社に属する部分に置き換えた親会社の修正財務諸表。
少数株主持分についての記述	実質上あかたか1以上の支店又は部門を持つ単一の会社であるかのような親会社及び子会社のグループ財務諸表を集計したもの。 ARB第51号は、少数株主持分について説明していない。ARB第51号及び現行の実務は、少数株主持分に関する手続について、親会社概念に基づく場合もあるし、経済的単一体概念に基づく場合もある。	少数株主持分は負債でもないし(現在の債務ではない)、持分の一部でもなく、「準負債」または「この技法」といった両者のなんらかの特徴を有しているともみなされている。	少数株主持分、並びに子会社の資産、負債、収益及び費用のうち少数株主に属する比例的部分は、報告実体の財務諸表から除外される。
連結貸借対照表における少数株主持分の分類	連結実体の所有権の一部。 所有主持分の一部として分類される。	通常、負債と株主持分の間に分類される。	完全に除外される。
連結損益計算書における少数株主持分の分類	純損益の内訳項目。 純損益を算定する際に控除されるのが一般的である。	通常、純損益を算定する際に控除される。	完全に除外される。

<p>会社間取引の 消去</p>	<p>すべての会社間の資産、 負債、収益及び費用は消 去される。</p>	<p>すべての会社間の資産、 負債、収益及び費用は消 去される。</p>	<p>親会社概念における解釈 は、(a)販売関係会社に対 する親会社の持分比率、 又は(b)購入関係会社に対 する親会社の持分比率に 相当する金額に基づいて、 会社間の資産、負債、収 益及び費用を消去するこ とである。</p>	<p>会社間の資産、負債、収 益及び費用を子会社に対 する親会社の持分比率に 相当する金額に基づいて 消去する。</p>
<p>会社間取引に よる損益の消 去</p>	<p>ARB 第51号によれば、 すべての会社間損益は未 実現とみなされ、販売関 係会社に対する親会社及 び少数株主の持分比率に 応じて親会社持分及び少 数株主持分から消去され る。ARB 第51号は、その 消去額のうち少数株主持 分に属する部分を親会社 持分から控除することを 認めている。</p>	<p>すべての会社間損益は未 実現とみなされ、販売関 係会社に対する親会社及 び少数株主の持分比率に 応じて、親会社持分及び 少数株主持分から消去さ れる。</p>	<p>会社間損益のうち親会社 の持分比率に相当する部 分は未実現とみなされ消 去される。</p>	<p>会社間損益のうち親会社 の持分比率に相当する部 分は未実現とみなされ消 去される。</p>

<p>親子会社関係の要件が満たされる日における子会社の識別可能な資産及び負債に関する連結財務諸表上の会計処理（負のれんが生じる場合を除外する）</p>	<p>(a)時として、親会社による子会社株式の取得について、子会社の資産及び負債はそれらの公正価値に対する親会社の比例的持分で含められ、少数株主持分は子会社の帳簿価額で含められる。又は、(b)時として、少数株主持分を含めて子会社の資産及び負債はそれらの公正価値で含められる（APB意見書第16号によって支持されている）。</p>	<p>子会社の資産及び負債は、少数株主持分を含め、かつ段階的取得によって親会社が先に取得した比例的持分を含めて、親子会社関係の要件が満たされる日におけるそれらの公正価値で含められる。その結果、保有損益を認識することとなる場合がある。</p>	<p>親会社による子会社株式の取得において、子会社の資産及び負債は、それらの公正価値に対する親会社の比例的持分で含められ、少数株主持分は子会社の帳簿価額で含められる。</p>	<p>親会社による子会社株式の取得において、子会社の資産及び負債は、それらの公正価値に対する親会社の比例的持分で含められる（少数株主の比例的持分は含められない）。</p>
<p>親子会社関係の要件が満たされる日ののれんに対する会 計処理及び報告</p>	<p>のれんは、もしあれば、親会社の投資と子会社の識別可能な資産及び負債の純公正価値に対する親会社の比例的持分との差額に等しい金額で認識される。子会社株式のそれぞれの取得は別個の取得</p>	<p>経済的単一体概念の解釈は、次のとおりである。(a)のれんが生じる場合には、(通常、親子会社関係が生じる取引において親会社が支払った取得価格から推定される)子会社の全体としての見積公正</p>	<p>のれんが生じる場合には、親会社の投資額と子会社の識別可能な資産及び負債の純公正価値に対する親会社の比例的持分との差額に等しい金額で認識される。子会社株式のそ</p>	<p>のれんが生じる場合には、親会社の投資額と子会社の識別可能な資産及び負債の純公正価値に対する親会社の比例的持分との差額に等しい金額で認識される。子会社株式のそれぞれの取得は、別個の</p>

「層」として処理される。	価値と、子会社の基礎をなす識別可能な資産及び負債の純公正価値との差額に等しい金額で認識される。 又は、 (b)のれんが生じる場合には、支配持分を獲得するための親会社の原価と、支配が達成される時に獲得される子会社の識別可能な資産及び負債の純公正価値に対する親会社の比例的持分との差額に等しい金額で認識される。	取得取引として処理される。	取得取引として処理される。
親子会社関係の要件が満たされる日における負のれんに対する会計処理及び報告	負のれんは、(市場性のある有価証券に対する長期投資を除く) 非流動資産の控除として認識され、その割当は非流動資産の価値がゼロになるまで非流動資産を控除する。負のれんの残余は繰延貸方項目として分類される。	大部分の提唱者は、負のれんを ARB 第51号及び現行実務における処理と同様、(市場性のある有価証券に対する長期投資を除き) 非流動資産の控除として認識し、非流動資産の価値がゼロになるまで非流動資産を控除す	大部分の提唱者は、負のれんを ARB 第51号及び現行実務における処理と同様、(市場性のある有価証券に対する長期投資を除き) 非流動資産の控除として認識し、非流動資産の価値がゼロになるまで非流動資産を控除す

<p>子会社に対する親会社の比例的持分の後の増減に対する会計処理</p>	<p>親会社による子会社に対する親会社持分の一部の追加取得又は売却として処理される。売却損益は認識される。</p>	<p>拠が明らかな場合には、利益として認識すべきであるとする。</p> <p>所有者による投資又は所有者への分配—報告実体によるそれ自体の株式の発行又は再取得—として処理される（売買損益は認識されない）。</p>	<p>負ののれんの残余は繰延貸方項目として分類される。</p> <p>親会社による、子会社に対する親会社持分の一部の追加取得または売却として処理され、売却損益が認識される。</p>	<p>負ののれんの残余は繰延貸方項目として分類される。</p> <p>親会社による、子会社に対する親会社持分の一部の追加取得または売却として処理され、売却損益が認識される。</p>
--------------------------------------	---	--	--	--

(出所：FASB, Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy and Procedures*, September 10, 1991, pp. 34-35)